

訓令甲第1号

警視庁における情報システムの整備及び管理に関する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

警視総監 筒井 洋 樹

警視庁における情報システムの整備及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号）第2条第9号の警視庁情報管理システム及び同条第10号の警視庁情報処理システム（以下総称して「情報管理・処理システム」という。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって警視庁における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、都民等の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 警視庁は、関係部門相互の協力の下、情報管理・処理システムの利用実態を適切に把握しつつ、情報管理・処理システムの整備及び管理を行うものとする。特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

2 警視庁は、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、情報管理・処理システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、情報管理・処理システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、安全性を確保するものとする。

(システム総括責任者)

第3条 警視庁本部に、システム総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 システム総括責任者は、情報管理・処理システムの整備及び管理に関する事項を総括するとともに、各所属に対する情報システムの整備及び管理に関する指導に関する事務を行うものと

する。

(情報管理業務監査)

第4条 システム総括責任者は、情報管理・処理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務の監査を行うものとする。

(細目的事項の委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、情報管理・処理システムの整備及び管理に関し必要な事項は、システム総括責任者が定める。

附 則

この訓令は、令和8年3月2日から施行する。